擁壁等の築造時における注意点

　擁壁又はのり面等の工事を行う場合、建築基準法に基づく工作物の確認申請（擁壁等の工作物が建築基準法令の規定等に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は民間の指定確認検査機関の確認を受けること）の手続が必要となる場合があります。

　必要な手続等を行わずに工事をした場合には、隣接する敷地における建築行為に対して建築制限が適用されることがありますので、必ず工事着手前に担当窓口（熊本県県北広域本部景観建築第二課：0968-25-2724）に御確認ください。



【工作物の確認申請】

高さ２ｍを超える擁壁を築造（既存擁壁の部分的な

修繕・補強等を除く。）をする場合、建築基準法に

基づく工作物の確認申請の手続が必要となり、確認

済証の交付を受けた後でなければ、工事に着手する

ことができません。

※１

敷地の状況、建築物の用途や構造、がけの状況等により建築制限が適用されない場合があります。

※２

がけの上端又は下端からがけの１．５倍の水平距離の範囲をいいます。

【周囲に高低差のある敷地に対する建築制限（通称：がけ条例）】

高さが２ｍを超えて、地面の傾斜が３０度を超える地盤を「がけ」といいます。

原則※１がけ部分から一定距離の範囲内※２には建築物を建築することができません。

ただし、がけ部分に建築基準法に基づく確認済証及び完了検査済証の交付を受けた擁壁等が築造されている場合には、建築制限は適用されません。

【お問合せ先※３】

熊本県県北広域本部土木部景観建築第二課

（菊池市隈府1272-10）

ＴＥＬ ０９６８－２５－２７２４

※３　南阿蘇村被災宅地復旧支援事業補助金のお尋ねは、南阿蘇村復興推進課（0967-67-1113）